別表第二十一号の二（第81条の３第１項関係）

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合確認申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　　1）

放送法第105条の２第１項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第２項の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

確認に係る地上基幹放送の種類（注２）	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称（注３）	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備の提供を受けて地上基幹放送の業務を開始する年月日（注４）	
確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注５）	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制（注６）	

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２　法第91条第１項の規定による基幹放送普及計画の「第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基

幹放送の区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の⑶の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。）。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例）

「地上基幹放送ーテレビジョン放送ー民間基幹放送事業者の放送ー総合放送ー広域放送」

注３　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者が複数該当する場合は、全ての者の氏名又は名称を記載すること。

注４　基幹放送局提供事業者ごと又は基幹放送局設備ごとに地上基幹放送の業務を開始する年月日が異なる場合は、その別を明確にして全て記載すること。

注５　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

⑴　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

⑵　⑴の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。

⑶　⑴の概要図には、⑵の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　法第111条第２項第１号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　法第111条第２項第２号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該基幹放送設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

⑷　⑴の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

⑸　⑴の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の当該基幹放送局設備との間の分界点を明示すること。

⑹　⑴の概要図には、二以上の基幹放送局提供事業者がある場合には、各基幹放送局提供事業者の間の分界点を明示すること。

⑺　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

⑻　記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第４条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

注６　確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制の欄は、次により記載すること。

⑴　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

⑵　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

⑷　基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、第123条の７に規定する措置の内容を記載すること。

⑸　記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第４条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。